平成２２年（フ）第６９１号
高知市大津乙129番地５　前田コーポ６号室
債務者　水田　和雄
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県飯塚市飯塚18番７号、住民票上の住所
福岡県飯塚市上三緒125番地99
債務者　水口　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３０号
福岡県飯塚市川津212番地１　ヌーベル川津314号
債務者　水口　美恵
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１４３号
福岡県飯塚市下三緒186番地60
債務者　岩森　保博
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３５８号
福岡県三井郡大刀洗町大字冨多1109番地１
債務者　井上　寿生
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６２号
福岡県久留米市藤光町997番地９
債務者　古賀　義人
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７３号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目１番20―203号
債務者　山本　時江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３７４号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目１番20―202号
債務者　吉塚キミ子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県田川郡福智町赤池766番地
債務者　藤井　光世
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５４９号
大分市日岡１丁目９番15号　レオパレス21日岡202
債務者　阿部　眞治
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６号
宮崎県都城市蓑原町3246番地17
債務者　和田　雅弘
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１７号
宮崎県都城市鷹尾５丁目５街区29号
債務者　山口寿美恵
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１９号
宮崎県都城市年見町10街区14号　春田ビル
債務者　五代　清高
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３０号
宮崎県日向市大字平岩6449番地62
債務者　石川　五月
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６７号
鹿児島県霧島市国分名波町13番４―1002号　名波ハイタウン
債務者　田中　千穂
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目５番47―205号　第三久保ビル
債務者　春山　忠実
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目５番47―205号　第三久保ビル
債務者　春山　教子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係